

平成29年 第11回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成29年11月13日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第11回会議議事録

1 開催日時 平成29年11月13日 午後4時15分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室

3 出席委員 19名

1番委員	榎 渕 武 重	2番委員	櫻 井 孝 司	3番委員	高 橋 俊 信
4番委員	高 橋 良 一	5番委員	廣 田 尚 夫	6番委員	石 坂 達 夫
7番委員	今 井 育 男	8番委員	吉 野 拓 夫	9番委員	星 野 榮 一
10番委員	高 橋 俊 一	11番委員	森 下 一 郎	12番委員	河 合 博 満
13番委員	小 池 正 明	14番委員	原 澤 幸 雄	15番委員	原 澤 章
16番委員	原 澤 孝 一	17番委員	内 海 美 津 江	18番委員	高 宮 玉 江
19番委員	高 橋 久 美 子				

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員

9番委員 星 野 榮 一 11番委員 森 下 一 郎

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 林 和 也 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

7 会議に附した事件

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第36号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第37号 農用地利用配分計画案に関する意見について

協議事項・報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知書について
(2) 農地届出復元農地台帳登載について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。

頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に9番委員星野榮一・11番委員森下一郎を指名し議事に入る。
続きますして、議事に入ります。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、1ページをお開きください。

議案第33号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次・朗読説明）

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

では、番号1、〇〇さんから、〇の〇〇さんに売買による有償移転の案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

5番委員

5番、廣田尚夫です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

農地所有権の移転、購入売買ということで、場所的には4カ所で、11月10日、現地調査をしました。

1点目は、その写真にあるように、〇より約200mほど南の、休耕中の田んぼ約22a。2点目は、〇より約70mほどの南の休耕中の畑、約3.6aです。3点目は、〇付近の畑、約3.5a。4点目は、先ほど説明があったとおり、〇のところ です。

11月10日金曜日、申請者、譲受人の〇〇さんに確認いたしました。

調査事項1としましては、権利を取得しようとする者、その世帯員が耕作するに關しましては、11月10日、本人の意思も確認でき、許可が下りてから整備しますということで、実行は確実と思われ ます。

それから2点目、権利を取得後の耕作面積は10a以上であるかは、畑、田んぼ合わせて既にクリアされています。

3点目は、周辺農地の利用に支障が生じないかは、周辺の田んぼ、畑になっていますので、支障はありません。

4点目、その他想定される懸案事項は、特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。ただいま廣田委員より報告、いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。いかがですか。

（「異議なし」の声）

それでは、許可と決めます。

続きまして、番号2、〇の〇〇さんから〇〇に賃貸という案件です。担当者の報告をお願い します。

12番委員

12番、河合です。よろしく申し上げます。

11月10日に、〇〇さんと〇〇さんと会って、この事案について調査をしました。

前にこの〇〇の事業については、皆様のご理解をいただきまして、許可をいただいています。そのときに、上のこれから5条申請とも関係してくると思うんですけども、そこに今、建物が建っているわけなんですけど、そのところを要するに、最終的な話と言っては申しわけないんですけど、ここが結局、直売所ですか、そんなような形をとっているの、前も言っていたんですけども、ちょっと農地の利用ではないのは変更をかけてもいいよというふうに言っていたんですけども、最近になってやっぱり利用者が多くなると、利用するのに仮設のトイレがあるのが、あそこ図示されると思うんですけども、やっぱりこういうものだと、やはりお客さんとかそういうものが、やっぱり衛生面とかそういうものがあって、納得できた形ではないというふうな、浄化槽を入れたトイレにしたいということでした。

〇〇の事業については、前、皆様のご理解をいただき、何の問題もないと思っています。

5条のその関係のほうもありまして、一緒にやらせて。

(「5条は別に」の声)

3条の報告は、要するに賃貸については問題ないと思います。

議 長 5条と関連があるんですよ。

12番委員 そうです。

議 長 ちょっと、説明をしていただいて。

12番委員 結局、今言ったように、そのお客さんが直売の、どうしてもトイレは水洗の浄化槽を持ったものを持たなければだめだと。

農地の場合は、今、農地になっているので、農地にはそういう浄化槽は埋められないということなので、この276㎡、この土地になっているところが結局、加藤さんの土地を借りるんですけども、一回除外して、この276㎡だけ農振除外をかけたという。

事務局 よろしいですか。すみません、説明が5条も絡んだんですけども、その補足というか、させていただきます。

8月14日付で農振計画、軽微な変更、いわゆる用途変更をさせていただきました。

ここの場所は、今、河合さんが言われたように、もう既に現地には擁壁が建っていて、今、農業用施設というふうな形態はなっていますが、面積が200mを超しているため、県と協議をさせていただいて、田んぼから農業用施設へ、いわゆる用途の変更をさせていただきました。

ですので、農用区域内、いわゆる青地なんですけど、農業用施設としての転用を許可ということで、今回5条をこの後これから申請するというございます。

要するに、あくまで農振用用地内の青地ということで捉えていただければと思います。

- 議 長 ですから、前、許可になっているところを、その残った場所を改めてするという。
- 事務局 そうですね。ちょっと線をこういうふうに引かせていただいたんですけども、上段が農業用施設としてこのような形で審議していただいているんですけども、その残った部分を改めてということで、3条で賃貸、解除条件付ということになります。
- 1 2 番委員 すみません、ちょっと自分も勉強不足で。
そういったようなお話のとおり、〇〇さんも〇〇さんもこれについては問題なく、話はできている。
あと、調査項目についても、前の〇〇のときと同じでございますので、何の問題もないことになっています。
皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。
- 議 長 ありがとうございます。河合委員の報告いただきました。
この案件について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。
(「はい」の声)
それでは、許可と決めます。
続きまして、議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 3ページをお開きください。
議案第34号農地法第4条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件1件。
次のページをごらんください。
◇(議案書・番号1・朗読説明)
以上、よろしく申し上げます。
- 議 長 番号1、〇の〇〇さん、一般住宅用地ということで、転用の許可申請です。
担当委員さんの報告をお願いします。
- 2 番委員 2番、桜井です。よろしく申し上げます。
農地法第4条による申請事案について、11月8日、調査してまいりました。
場所については、〇、〇があるんですけども、その道路1本挟んだすぐ隣です。
そして、父親の〇〇さんが亡くなって相続、その部分全部が〇〇さんの土地だったので相続して、そして宅地としてはこの部分、旧、今住んでいるところはこれで、調査に行ってみたところも、新築工事が始まっていて、1月ぐらいには完成するという状況の中で、この部分、175㎡だけを農地転用したいと。そして、今後ここに新しい家ができて、この古い家を解体して、ここを

含めてみんな売却してしまうと。ここからここだけを自分のものとして、この敷地いっぱいには家を建てているので、この畑を農地転用して、駐車場とか物置のスペースにしたいと、そういう計画のようです。

転用目的が遅滞なく実現するかどうかというのは、この写真のように左手でもう新築工事がかなり進んでいまして、カラーコーンの置いてあるところがその対象の農地です。ですから、許可が下り次第、今工事しているにも、この日、ぜひ車に入って使いたいということなんですけれども、カラーコーンを置いて、許可が下りるまでは一切使わないということで、むしろ〇〇さんも夜は路上駐車して、道路にとめている、業者も全部道路にという状態になって。そうなんですよ、だから、農業委員の立場で言えるあれではないけれども、中へ車とめていいよと言いたかった感じです。だから、タイヤの跡がこの写真にも全然写っていないと思う。入れていないです、見てきたところ。そんなところでした。

申請面積は175㎡ですけれども、先ほどの新築した家の真横に行ってしまうところで、駐車場それから物置用地ということなので、そんなに広過ぎることは全然ないと思います。

あとは、周辺農地への営農条件への支障の有無ということですが、畑として残っているのが、その〇〇さん名義だったその部分と、その分筆された今回の北側にある部分が残るんですけれども、それ以外、国道それから〇号線、住宅とかそういったものに囲まれていて、農地はすぐそばにはない状況なので、特に問題はないと思います。

その他についても問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。櫻井委員に報告いただきました。
この案件について質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。

(「なし」の声)

それでは、許可相当と決定します。

続きまして、議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをお開きください。
議案第35号農地法第5条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件3件。

次のページをごらんください。

◇(議案書・順次・朗読説明)

以上でございます。よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1、〇の〇〇さんから同じ〇の〇〇へ、売買による健康維持増進施設用地としての転用、担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井です。

きょう、〇〇さんの駐車場を見たところの下になるわけなんですけれども、

その図でいうと左側になるわけですが、囲ってあるところなんです。その道路の反対側、左側のところに、先月、この〇〇さんが土地を買って、そこへ家を建てるんです。そこは、上からは歩いておりてきたときに、きょう行ったときに、ちょっと埋め土してあったところの反対側なんですね、道路の反対側。その位置なんですけれども、実際は、今月5日なんですけれども、本人と会うことができなかつたり、売渡人とは会うことができなかつたんですけれども、電話で連絡とりまして、それで話を聞いたところなんですけれども、その先ほどの地図のすぐ上に、右側なんです、〇〇さんがあれしたところの下に、〇〇さんのが1枚残って、その左側に、きょう見てもらった〇〇さんの土地なんですね。その〇〇さんの土地が隣接にあるだけで、道路で三方が囲まれている土地なんですけれども、〇〇さんにもその土地をここにゲストハウスが建てたいんだよという人がいるのでいいですかと聞いてきたんですけれども、それはいいですよという話で承諾をもらっています。そういった形で、遅滞なく実現する確実性というのは、確実なものと思われます。

また、申請面積が適当かというものに当たっては、適当であると見受けてまいりました。

また、営農条件の支障につきましては、きょう皆さんに見てもらったように、あそこが別荘地または住宅地になっている場所ばかりで、これからもそういう別荘また住宅が建っていく場所だと思っておりますので、状況確認でも適当と思われます。

その他の件につきましては別にこれとってないので、適当だと思われます。

もう1件の、番号2については、これがまたちょっと関連しているというわけでもないんですけれども、この人にも会うことができなかつたんです。

会うことができなかつたんですけれども、〇〇さん、〇〇さんですか、会社員と公務員となっていて、2分の1ずつなんですね。夫婦で、それで〇〇さん、会社員ってなっているんですけれども、〇〇、先ほどの件のその取締役になっているんです。

そういったもので、そのすぐ上の、地図の下になるんですが、そこが〇〇さんと〇〇さんでそこへ宅地としてつくって、仕事もそこでインターネットを使ってやりたいという話でありました。

そこについても、農地、そういうものに支障はないと思われます。

目的に関しても確実だと思われます。

申請面積につきましても、適切と思ひました。

営農条件の支障、先ほど言ったように支障はなしと思われます。

転用することにより、生じる付近の作物、支障の確認ですけれども、これも適当と思われます。

その他につきましても、これということにはございませんでした。適当と思われます。

これからも、〇〇さん、この人まだ土地をいっぱい持っているんです。自分の土地がないもんだから、土地勘がちょっと薄かつたんですけれども、この中に行く中におかれまして、〇〇さん本人も自分の土地がどこにあるのかわからないようなあれがあつたり、とにかくこれからそこは景観もよいし、そういうところにどんどん家を建てる人が出てくるのではないかとと思われますんですけれども、適当ではないかと思われましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま今井委員より説明いただきました。

まず、番号1番について質問、意見等ございましたら、挙手により発言願います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、許可相当と決めます。

続きまして、番号2番、内容につきましてはただいま今井委員より報告をいただきました。〇の〇〇さんから〇の〇〇さんに、一般個人住宅として売買の転用です。

2番についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇の〇〇さんから〇〇に、賃貸借の転用の話です。担当委員さんの報告をお願いします。

12番委員

12番、河合です。よろしくお願いいたします。

先ほどの3条申請でご理解をいただきまして、ありがとうございました。

このことにつきまして、この議案につきましては、11月10日に〇〇さんと〇〇の〇〇社長と会いまして、内容を確認してきました。

場所については、皆さんよくご承知のとおり、〇〇に入るところの、きょうも通ったんですけども、あの道の入るところです。

この内容につきましては、先ほども申し上げましたけれども、農業用施設用地の中に直売所と浄化槽を設置したいということであります。〇〇さんも、そういう目的であればいいですよということで、許可をいただけるということです。

それから、〇〇さんと会った時の話なんですけど、身勝手にハウスをつくってしまっていて利用していたということについて、大変申しわけなかったと。今後このようなことがないように注意をしたいということをおられました。

成績はどうなんだいなて聞いたら、2年にわたって、ことし3年目かな、成果を上げているようです。1年中イチゴを使った関係の、そのハウスもお土産物屋というような形でやっていますので、やっぱりちゃんとしたトイレを設置したいので、この案件について皆さんご協力をお願いしたいということです。

調査内容報告についてですが、この利用における確実性は、自分たちが見ている限り、確実性は完全にあると思います。

面積については、面積の申請どおり確実であります。

周辺農業の支障の有無ですが、現在でもこういう形で、裏には県道、前はイチゴハウス、脇は畑等なんですけれども、そういった問題になるような支障はありません。

その他、特にこれといった問題はありませぬので、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございます。

この件について質問、意見等ございましたら、挙手にて発言願います。いか

がでしょうか。

(「なし」の声)

よろしいでしょうか。では、許可相当と決めます。

続きまして、議案第36号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局

7ページをおひらきください。

議案第36号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求めらる。

別紙記入事件3件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田は、賃貸借の通年1,927㎡、畑は、賃貸借の通年2,473㎡。使用貸借の通年161㎡、田畑の合計4,561㎡です。貸し手は3戸、借り手は3戸でございます。設定期間は、田、3年、畑、10年です。

9ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

事務局

○の案件がありますので、○に退席していただいて、進行は職務代理にお願いしたいと思います。ご協力お願いします。

(○番退室)

職務代理

ただいま、事務局よりご報告をしていただきました。

この件に関しましてご意見、ご質問のある方は、挙手の上ご発言をお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声)

それでは、異議なしということで、承認をお預かりしたいと思います。

(○番入室)

議長

どうもありがとうございました。

続きまして、議案第37号農用地利用配分計画案に関する意見について。

事務局

10ページをお開きください。

議案第37号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったので意見を求めらる。

別紙記入事件1件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの案件について、意見のある方は挙手の上、発言願います。いかが

でしょうか。

(「異議なし」の声)

特にありませんか。

なければ、異議なしといたします。

続いて、協議事項・報告事項の(1)、事務局より説明をお願いします。

事務局

12ページをごらんください。

協議事項・報告事項(1)。

農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上でございます。

議長

続きまして、(2)農地届出復元農地台帳登載について、事務局よりお願いします。

事務局

13ページをごらんください。

協議事項・報告事項(2)。

農地台帳登載に係る取り扱いについて、農地台帳に登載される農地の報告をいたします。

◇(議案書・番号1・朗読説明)

以上、よろしくご確認をお願いいたします。

議長

現地確認に行っていたので。

17番委員

11月2日に、〇〇さん、〇〇さんそれから〇立会いのもと、現地確認をさせていただきましたけれども、昔あった鶏舎をきれいに解体撤去して、20年8月以降は農地として菜園として野菜をつくっているんで、宅地から農地へ変更していただきたいという申請で見て、写真にあるように、こっち側は宅地になっているんですけども、農地として使っているんですけども、それをここも農地として申請する場合は分筆が必要になるので、そこはそのまま宅地のまま変更しないで、こっちの鶏舎が建っていた申請地のところだけ農地として申請させていただきたいということで、現地調査に行っていました。

ごらんのとおり、野菜はつくってありますので。

議長

それでは、6番、その他、事務局より何かありますか。

皆さんのほうで何か。

閉会

みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

[午後5時05分]